

総務教育常任委員会資料

(令和4年9月20日)

〔件名〕

- ・ 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について
【財政課】・・・2
- ・ 鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第3回）の開催結果について
【税務課】・・・4
- ・ 令和4年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について
【人事企画課】・・・6
- ・ 旧鳥取少年自然の家跡地整備について
【行財政改革推進課】・・・7

総 務 部

財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

令和4年9月20日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（暫定値）を算定しました。今後、手続を経て確定値を県議会にご報告いたします。

1 健全化判断比率等（暫定値）の算定状況

<健全化判断比率：一般会計等に係る基準>

区 分	本県の状況		早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	内 容
	R2 決算	R3 決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	<u>一般会計等の実質赤字の比率</u> （対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	<u>公営企業会計も含めた実質赤字の比率</u> （対標準財政規模）
実質公債費比率	10.3%	9.4%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	134.6%	125.1%	400%	—	一般会計等が将来負担する <u>実質的負債の比率</u> （対標準財政規模）

<資金不足比率：公営企業に係る基準>

区 分	本県の状況		経営健全化 基 準	内 容
	R2 決算	R3 決算		
資金不足比率	資金不足の 公営企業なし	資金不足の 公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模：営業収益）

2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

9月6日 監査委員による健全化判断比率等に係る本監査

9月下旬 監査委員が知事に対し意見書提出

9月末 全国暫定値公表（総務省）

10月上旬 決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告

11月末 全国確定値公表（総務省）

(参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位:%)

○実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金等に充てられた特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} \text{の3カ年平均} = \boxed{9.4}$$

○将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} = \boxed{125.1}$$

○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (各会計の営業収益の額)}} = \boxed{-}$$

用語解説

項目	説明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等+普通交付税+臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第3回）の開催結果について

令和4年9月20日
税 務 課
森林づくり推進課

鳥取県では、県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月より森林環境保全税を導入しています。令和4年度が第4期の最終年度となることから、本税の存続の要否を含むあり方を検討するため検討会を設置しており、このたびその第3回検討会を開催しましたので結果を報告します。

1 検討会概要

- (1) 日 時 令和4年8月31日（水）午後2時から午後4時まで
- (2) 開催方法 オンライン開催
- (3) 出席者 委員6名（学識者2名、納税者代表1名、市町村代表2名、県1名）
- (4) 内 容

第2回検討会における委員意見に対する対応方針を説明した上で、本税の今後のあり方について委員に協議いただいた結果、以下の方向性となった。

<基本的方向性>

- ・本県の森林には引き続き取り組むべき課題があり、県が目指す森林の姿の実現には、安定した財源により確実に取り組んでいく必要があることから、今後も継続が有効である。

<税率・適用期間>

- ・税率、適用期間は据置き
税率…個人：年額500円、法人：年率5%
適用期間…5年間

<名称>

- ・森林環境税（国税）との混同を避け、認知度を高めるためにも、より親しみやすく、県民参加の森づくりをイメージしやすい名称へ変更することが望ましい。

(5) 主な意見

- ・本県の森林の課題解消には、県民で守り育てていく仕組みとともに財源の確保が重要であり、本税の存続が有効。
- ・県が目指す「あるべき森林の姿」を踏まえて、事業を実施するにあたっては、十分に内容を検討し、広く県民の理解が得られるように努めること。
- ・今後の財政需要額を踏まえ、税率は現行の維持が適当。効果検証には一定程度の事業実施期間が必要なことから、5年間の時限措置とすることが適当。
- ・認知度の向上に取り組むこと。周知・広報活動、事業への県民参加の推進、公益的機能の発揮についての検証を含めた事業の成果や実施状況の公表等、県民に理解していただくための工夫が引き続き必要。
- ・市町村との役割分担や財政需要については一定の整理がされたが、使途事業の運用面については、市町村との調整・連携を引き続き行うこと。

2 今後のスケジュール

今後、パブリックコメントを行った上で、次回検討会で報告書のとりまとめを行う予定である。

令和4年	9月下旬～10月上旬	パブリックコメント
	10月17日	第4回あり方検討会（報告書のとりまとめ）
	11月議会	鳥取県税条例改正案の上程

3 森林環境保全税を活用する事業（案）

区分	使途事業（案）		見直し内容・理由	
公益的機能の発揮のための森林整備	間伐推進	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐の支援	継続	・間伐の遅れの解消のために必要である
		保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備の支援		
	竹林対策	竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹搬出の支援	一部見直し	・対象とする竹林のエリアを限定する ・事業実施主体から市町村を削除する
		竹林の林種転換・保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹駆除の支援		・対象とする竹林のエリアを限定する ・林種転換の推進のためエリア内で支援を拡充する
森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等		・景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直しを行う		
とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画実施の支援		・県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充を行う		
森林を 守り育てる 意識の醸成	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）		継続	・森林保全の取組とそれに活用される税の周知のために必要である
	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐等		廃止	・必要な箇所は初期に実施済みであるため事業完了とする
モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再生林の支援		・別事業の活用が進んでいるため廃止とする		

4 あり方検討会 委員名簿

（令和4年8月時点）

区分	氏名	団体（所属）名 ・ 職名
学識経験者	沼尾 波子（座長）	東洋大学国際学部教授（地方財政論）
	荒田 鉄二	公立鳥取環境大学環境学部教授（環境哲学）
納税者代表	下浦 友紀	税理士
市町村代表	永瀬 良太	米子市総務部長
	矢部 整	智頭町副町長
県	松田 繁	鳥取県総務部長

5 あり方検討会 開催経緯

（1）第1回あり方検討会開催概要

ア 開催日 令和4年3月28日（月）

イ 主な検討事項

- ・森林環境保全税（県税）のこれまでの事業実績及び事業効果等の検証・評価
- ・森林環境税（国税）の創設を踏まえた両税の関係性の整理
- ・森林環境保全税（県税）により取り組むべき財政需要

（2）第2回あり方検討会開催概要

ア 開催日 令和4年7月1日（金）

イ 主な検討事項

- ・第1回検討会における委員意見を踏まえた対応方針を提示するとともに、6月に実施した県民アンケート等の結果を踏まえた今後のあり方。

令和4年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について

令和4年9月20日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

記

1 本県の障がい者雇用率

【令和4年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.42%	89人
教育委員会	2.74%	112人
病院局	2.77%	21人

※法定雇用率2.6%（教育委員会2.5%）

※知事部局には企業局を含む。

※本数値は速報値で、厚生労働省が12月頃に確定させ、翌年公表する。

＜参考：障がい者雇用率の推移＞

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (速報値)	...	R6年度 (目標値)
知事部局	3.17%	3.21%	3.25%	3.29%	3.32%	3.42%		3.50%
教育委員会	2.60%	2.55%	2.16%	2.42%	2.58%	2.74%		2.50%
病院局	2.39%	2.51%	2.52%	2.73%	2.63%	2.77%		2.65%

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

令和2年度に鳥取県障がい者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、障がいのある職員の職場定着のための「相談窓口の設置」や、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との課題認識の共有や連携のための「障がい者雇用推進チーム会議の開催」などに取り組んでいる。

＜これまでの県の障がい者雇用促進のための取組＞

開始時期	内容
平成6年度～	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度～	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度～	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度～	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度～	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施
令和2年度～	≪鳥取県障がい者活躍推進計画を策定（R2.4）≫ ・障がい者雇用推進チーム会議の開催 ・障がいのある職員相談窓口の設置

旧鳥取少年自然の家跡地整備について

令和4年9月20日
行財政改革推進課

旧鳥取少年自然の家の跡地整備について、以下のとおり県の方針を鳥取市に伝え、現在市と調整中です。

1 跡地整備について

- ・旧鳥取少年自然の家跡地については、「遊歩道」「多目的広場」を中心とした現地の豊かな自然や地形を活かした施設の整備を行う。
(R3基本設計実施済。R4詳細設計実施中(～令和5年3月))

2 県の方針(鳥取市と調整中。地元自治会にも説明済。)

- ・跡地整備後はとっとり出合いの森として一体的に管理する。
- ・平成15年度から整備が休止となっている市道美術館通りについては、市から県に移管し、跡地に整備する公園へアクセスする管理道として、県が整備する。
- ・これまでに市道美術館通りの整備に要した市の実質負担額(※)については、管理道整備の一環として県が全て負担する。
※ 市の整備事業費約4.6億円のうち国庫補助金等を除いた2.4億円程度

【整備イメージ】

